

岡山県産業支援ネットワーク整備運営事業 メールマガジン運用規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）が、岡山県産業支援ネットワーク整備運営事業（以下「当事業」という。）を推進するため、電子メールにより企業等の登録者に対し産業振興に係る情報を提供すること及び県内支援機関等による情報発信を支援することを目的として配信するメールマガジン（以下「本メールマガジン」という。）の運用を定めるものである。

(名称)

第2条 本メールマガジンは産業支援ネットワークニュース（通称 SSN ニュース）と称する。

(利用登録)

第3条 本メールマガジンの利用をしようとする者は、本規約に同意の上、財団が指定する手続きにより申し込み、利用登録を受けなければならない。

2 財団が、本メールマガジンの運営に支障があると判断した場合、登録を取り消すことができるものとする。

(情報発信登録)

第4条 本メールマガジンに情報発信しようとする者（岡山県内の支援機関（自治体、商工団体）が主催または共催していることに限る。）は、財団が指定する手続きにより申し込み、登録を受けることにより、本メールマガジンにより情報を発信することができる。ただし、財団が本メールマガジンの運営に支障があると判断した場合には、この手続きをしないことができる。

(個人情報)

第5条 登録された情報は、財団が所有し、適切かつ安全な管理体制でこれを保護するものとする。

2 登録された情報は、本メールマガジンの配信を行うための目的にのみ使用する。ただし、個人を特定しない情報を本メールマガジンの分析、評価等の統計資料として使用する場合がある。

(利用料金)

第6条 本メールマガジンは無料とする。ただし、本メールマガジンの利用に要した通信費及び通信機器等の費用は利用者が負担するものとする。

(自己責任の原則)

第7条 登録者は、登録者によるメールマガジンの利用とそのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、登録者自らが責任を負うものとする。

(登録変更・解除等)

第8条 登録者は、メールアドレス等財団への登録内容に変更があった場合には、速やかに変更登録を行うものとする。

2 登録者が本メールマガジンへの登録の削除を希望する場合は、財団が指定する手続により行うものとする。

3 財団が不適切であると判断した行為があった場合、財団は登録者に事前の通知なくして登録を削除することができるものとする。

(運用の停止等)

第9条 財団は、次の場合には登録者に事前の通知なくして本メールマガジンの提供を停止、中断または廃止することができるものとする。

(1) システムや設備の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合

(2) 火災、停電等によるシステムや設備等に障害が生じた場合

(3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災または戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などによる場合

(4) その他、当事業の終了等により本メールマガジンの提供ができなくなった場合

2 財団は、本メールマガジンの提供の停止・中断・廃止により生じる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(本メールマガジン及び本規約の変更等)

第10条 財団は、登録者の承諾なく、本メールマガジンの全部若しくは一部を変更すること又は本規約の変更及び追加条項を設けることができるものとする。

附則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。